



三労発基 0318 第 3 号  
令和 4 年 3 月 18 日

一般社団法人三重労働基準協会連合会長 殿  
各地区労働基準協会長 殿

三重労働局長  
(公印省略)

## 令和 4 年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

労働行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

職場における熱中症予防対策については、令和 3 年 4 月 20 日付け基発 0420 第 3 号「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところです。また、平成 29 年からは「**STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン**」を実施し、各防災団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところです。

別紙のとおり、昨年 1 年間の職場における全国の熱中症の発生状況（1 月 14 日現在の速報値。）を見ると、死亡を含む休業 4 日以上<sup>1</sup>の死傷者 547 人（三重県内での発生は 5 人）、うち死亡者は 20 人となっています。業種別にみると、死傷者数については、建設業 128 件、製造業 85 件となっており、全体の約 4 割がこれら 2 つの業種で発生しており、死亡者数は、建設業、商業の順に多く、「休ませて様子を見ていたところ容態が急変した」、「倒れているところを発見された」など、管理が適切になされておらず被災者の救急搬送が遅れた事例が含まれています。

また、全国的には、入職直後や夏季休暇明けで明らかに暑熱順化が不十分とみられる事例、WBGT 値を実測せず、その結果として WBGT 基準値に応じた必要な措置が講じられていなかった事例等も見られており、三重県内においても、「長期休暇明け直後の出勤時に熱中症を発症した」事例、「高温多湿な環境下で作業環境の改善を行わず作業を継続し熱中症を発症した」事例等が報告されました。

つきましては、令和 4 年の本キャンペーンを、別添の令和 4 年「**STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン**」**実施要綱**（以下「要綱」という。）のとおり実施します。

厚生労働省においては、要綱の 7（1）の事項について実施することとしておりますが、貴会におかれては、要綱の 7（2）の事項の推進により、効果的な熱中症予防対策を実施していただきますようお願いいたします。なお、要綱の 7（2）の各事項の推進に当たっては、厚生労働省の職場における熱中症予防対策を一元的に情報提供するポータルサイト等を活用することができます。

なお、事業場等への周知に当たっては、十分な新型コロナウイルス感染症予防対策を実施する等の御配慮をお願いいたします。